沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領 新旧対照表

新 (令和5年9月1日以降適用)		備考
		uiuJ
沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 試行要領	沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 試行要領	
令和4年1月26日 土技第1259号 制定	令和4年1月26日 土技第1259号 制定	
令和5年3月27日 土技第1507号 改定	令和5年3月27日 土技第1507号 改定	
令和5年8月29日 土技第 713号 訂正		
沖縄県土木建築部 技術・建設業課	沖縄県土木建築部 技術・建設業課	
(略)	(略)	
3. 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	3 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	
(略)	(略)	
(2)試行内容	(2)試行内容	
次の①及び②の両方とも満たす場合は、総合評価落札方式における企業の能力等の評価として	次の①及び②の両方とも満たす場合は、総合評価落札方式における企業の能力等の評価として	
加点を行う。	加点を行う。	
① 「労務費見積り尊重宣言」の公表	① 「労務費見積り尊重宣言」の公表	
入札・契約手続き参加企業は、「労務費見積り尊重宣言」を公表し、申請書及び確認資	入札・契約手続き参加企業は、「労務費見積り尊重宣言」を公表し、申請書及び確認資料提	
料提出時に公表した事実が確認できる資料(様式	出時(自己評価型においては自己評価表提出時)に公表した事実が確認できる資料(様式	
指定なし)を提出する。		は、自己評価表のみ提 出でよい。
(略)	(略)	公表した事実が確認
		できる資料及び誓約書
② 下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する旨の誓約書	② 下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する旨の誓約書	(別記様式 6-3) の提
入札・契約手続き参加企業は、申請書及び確認資料提出時	入札・契約手続き参加企業は、申請書及び確認資料提出時(自己評価型においては自己評	出時期は、申請書及び
に誓約書(別記様式 6-3)を提出する。		確認資料提出時でよ
(経常JVまたは特定JVの場合は、JVとして提出する。)	(経常JVまたは特定JVの場合は、JVとして提出する。)	<i>۱</i> ٠.
(略)	(略)	

沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領 新旧対照表

新 (令和5年9月1日以降適用) 旧 (令和5年4月1日以降適用) 考 6 入札説明書への記載例 6 入札説明書への記載例 1 総合評価落札方式に係る落札者決定基準 1 総合評価落札方式に係る落札者決定基準 (1) 評価項目、評価基準及び得点配分 (1) 評価項目、評価基準及び得点配分 (略) (略) (ク)「労務費見積り尊重宣言」(別記様式6-3) (ク)「労務費見積り尊重宣言」(別記様式6-3) (略) (略) ◇①入札・契約手続き参加企業は、「労務費見積り尊重宣言」を公表し、申請書及び確認資料提 ◇①入札・契約手続き参加企業は、「労務費見積り尊重宣言」を公表し、申請書及び確認資料提出 に公表した事実が確認できる資料(様式指定な 時(自己評価型においては自己評価表提出時)に公表した事実が確認できる資料(様式指定な 自己評価表提出時 し)を提出する。宣言の公表及び公表した事実が確認できる資料は、次のア)又はイ)のいず し)を提出する。宣言の公表及び公表した事実が確認できる資料は、次のア)又はイ)のいずれ は、自己評価表のみ提 れかで良いが、下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する旨及び自 かで良いが、下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する旨及び自社 出でよい。 社名を明示して宣言を公表していることが分かる資料とすること。(経常JVの場合は全ての 名を明示して宣言を公表していることが分かる資料とすること。(経常IVの場合は全ての構 公表した事実が確認 構成員においてそれぞれ公表が必要で、特定 J V の場合は代表者のみの公表でよい。) 成員においてそれぞれ公表が必要で、特定 J V の場合は代表者のみの公表でよい。) できる資料及び誓約書 (別記様式 6-3) の提 (略) (略) 出時期は、申請書及び 確認資料提出時でよ ◇②入札・契約手続き参加企業は、申請書及び確認資料提出時 ◇②入札・契約手続き参加企業は、申請書及び確認資料提出時(自己評価型においては自己評価 ____に、下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する旨を記し 表提出時)に、下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する旨を記し た誓約書(別記様式6-3)を提出する。(経常JVまたは特定JVの場合は、JVとして提 た誓約書(別記様式6-3)を提出する。(経常JVまたは特定JVの場合は、JVとして提出 出する。) する。) (略) (略) 附則 1. 本要領は令和5年4月1日以降予算の執行伺いを決裁する工事より適用する。 1. 本要領は令和5年4月1日以降予算の執行伺いを決裁する工事より適用する。 2. 旧要領(令和4年1月26日土技第1259号策定)については廃止とする。ただし、令和5年3月 | 2. 旧要領(令和4年1月26日土技第1259号策定)については廃止とする。ただし、令和5年3月 31 日までに予算の執行伺いを決裁する工事については、旧要領による。 31 日までに予算の執行伺いを決裁する工事については、旧要領による。